

「消費者契約法の一部を改正する法律案」に対する会長声明

2006（平成18）年3月3日、国会に提出された「消費者契約法の一部を改正する法律案」は、基本的には評価できるものであるが、同案は本年1月16日付「『消費者団体訴訟制度』に関して公表された法案骨子に対する意見書」において述べたとおり同制度の実効性を著しく損なうものである。当会は特に下記の点についてその是正を強く求め会長声明を発するものである。

- 1 同案は他の消費者団体を当事者とする差止請求訴訟につき確定判決等（訴訟上の和解を含む）が存する場合には差止請求訴訟を提起できない（12条5項2号）とされている。しかし、同条項は削除されるべきである。即ち、差止請求権は、各適格消費者団体に認められたものであり、争う対象が同一でも、争点や立証方法が異なる場合が当然あり、これらの場合に手続保障なしに訴権を奪われることがあってはならない。遮断効が他の適格団体に及ぶ結果、各消費者団体が自由かつ自主的に差止活動を行うことができなくなり、消費者の活動を萎縮させるばかりか、消費者団体が和解解決を躊躇する結果、却って事業者の負担をも増大させるおそれ強いからである。
- 2 裁判管轄について、事業者の普通裁判籍、営業所などの所在地の他に、不当条項を含む契約書等が使用あるいは不当勧誘行為がなされた行為地及びそれらの行為が行われるおそれのある地を管轄地を含めるべきである。
- 3 更に差止めの対象となる実体法を消費者契約法の規定以外に広げること、差止めの対象行為を広げることを求める。

2006年（平成18年）4月27日

大阪弁護士会

会長 小寺 一 矢